

1. 概要

彦根市松原町地先の湖岸緑地松原～矢倉川河口部付近一帯については、これまで近隣住民や他の利用者の危険・迷惑となる行為（早朝からの騒音、バーベキュー、ゴミの放置、路上駐車等）が多発し、県や市ではこれらの改善に向けての対応を地元住民から強く求められてきた。

平成 29 年度および平成 30 年度には、関係各機関で現状調査や合同啓発（マナーアップキャンペーン）を計 4 回実施したが、マナーの向上には至らなかった。

上記の活動を通じて、スロープ利用者が水上オートバイとともに湖岸緑地松原に入りバーベキューをしている状況を確認しており、水上オートバイ利用者の総量を抑制することで危険・迷惑となる行為が改善されるか、その効果を検証するために、平成 30 年 8 月 2 日～平成 30 年 9 月 30 日までの期間、スロープへの車両乗り入れができないよう、試験的に出入口の閉鎖を行った。



2.水上オートバイの利用について

- ・自治会からは、住宅付近の湖岸における危険・迷惑となる行為の対応策の一つとして、スロープ閉鎖を要望されていた。
- ・今回の閉鎖は「水上オートバイ利用者の総量抑制」を謳って実施した。
- ・閉鎖の効果の検証を目的として、矢倉川河口部スロープ付近一帯で水上オートバイの利用隻数が抑制されているか、水上オートバイの利用状況にどのように変化があるかを調査した。

2.1. 矢倉川河口部スロープ付近一帯におけるプレジャーボート利用【資料1】

- ・今回の閉鎖期間（8～9月）は矢倉川河口部スロープ付近一帯での水上オートバイ利用が例年最も盛んになる時期。
- ・閉鎖期間中は過去2年の同月より隻数が大幅に減少。
- ・閉鎖前後の時期（5～7月、10月）は例年より水上オートバイ隻数が増加している。
- ・レジャー利用者やマリナーへのヒアリングによると、これまでスロープを利用していた水上オートバイ利用者は閉鎖期間中においては複数地域に分散していたものと推測される（ヒアリングでは近江舞子一帯や二本松、長浜スロープ、神明といった複数地域の名が挙がっている）。
- ・平成30年度4月～11月において、矢倉川河口部スロープ付近一帯での航行規制水域表示ブイ等の破損は確認されなかった。
- ・同期間内に住民から騒音に関する苦情もなかった。
- ・閉鎖期間中において、航行規制水域違反への指導・警告数はなかった（平成30年度の閉鎖期間前には1件の実績）。

2.2. 近隣揚降施設等への水上オートバイ利用者流入

①近隣マリナー【資料2】

- ・目立って大きな変化は見られない。
- ・漁船やその他の船舶の利用が前年に比べて減少する中、モーターボートのみ増加。
- ・矢倉川河口部スロープ利用者の一部が流入した可能性がある。

②長浜港スロープ【資料3】

- ・全体的に利用増加。
- ・特に9月は前年よりも悪天候の日が多かったにもかかわらず増加傾向。
- ・松原地区における利用者へのヒアリングでも聞き取れたとおり、長浜港スロープへは大きく利用者の流入があったと考えられる。
- ・比較的大規模な流入があったが、長浜港での問題は発生していない。

3. 湖岸緑地や付近の路上の利用について

- ・住民からの苦情は、住宅付近の湖岸緑地や路上における危険・迷惑となる行為についてのもの。
- ・閉鎖の実施が湖岸緑地の迷惑行為の減少につながっているか検証した結果、湖岸緑地松原におけるバーベキュー等に関する指導回数およびゴミの集積回数は大きく減少した。

3.1. 湖岸緑地松原における指導回数【資料4】

- ・4～9月における指導回数を比較すると、平成29年度は計63件（バーベキュー46, 火気2, ゴミ15）の指導実績に対し、平成30年度は計4件（バーベキュー4件）のみ。
- ・8～9月（閉鎖期間）における指導回数を比較すると、平成29年度は計51件（バーベキュー34, 火気2, ゴミ15）に対し平成30年度は0件。

3.2. 湖岸緑地松原におけるゴミの投棄【資料5】

- ・8～9月（閉鎖期間）における湖岸緑地でのゴミの不法投棄状況については、平成28年度2件、平成29年度4件に対し、平成30年度は1件。
- ・ゴミの種類も変化しており、今年度は散乱ゴミの類がなくなっている。

3.3. 警察への通報件数

- ・閉鎖期間中の警察への通報件数は2件（いずれも市民以外からの通報）。

4. 自治会の意見等について

<周辺環境の変化について>

- ・水上オートバイについては閉鎖の効果で大きく減少したと感じている。
- ・路上駐車、ゴミの不法投棄、バーベキューについては減少したものの、完全には解消していないとの印象。
- ・路上駐車もゴミもバーベキューと関係したものと自治会は認識している。
- ・閉鎖期間中、バリケードを無理に越えて車両を侵入させている者がいた。

<今後の取り組みについて>

- ・平成31年度以降は期間を7～9月にして閉鎖を継続してほしい。
- ・平成31年度以降は「試験的」でない形での閉鎖実施が望ましい。
- ・バーベキュー禁止を継続して徹底してほしい。

5. その他反響について

5.1. マスコミ等の報道【資料6】

- ・テレビ、新聞、ネットニュース等で取り上げられた。
- ・報道は閉鎖前の周知期間～閉鎖実施直後にされたが、いずれのメディアでも閉鎖に否定的な報道はなかった。

5.2. その他問合せ等

- ・関係各機関に計26件の問合せあり（複数回問い合わせのあったものも重複して計上）。
- ・内容としては閉鎖の詳細を尋ねる利用者からの問い合わせが大半。

6. まとめ

<各論>

- ・水上オートバイ ⇒ 閉鎖期間中の水上オートバイの利用隻数が大幅に減少し、騒音もおおむね解消された。
- ・バーベキュー ⇒ 湖岸緑地でのバーベキューは大きく減少した。
- ・路上駐車 ⇒ 閉鎖期間中の市道における路上駐車は大きく減少した。
- ・ゴミ ⇒ 湖岸緑地におけるゴミの放置は大きく減少した。

<総論>

- ・閉鎖措置に対する大きな反発や他エリアへの大きな影響はなかった。
- ・閉鎖の効果についても、水上オートバイ総量抑制が実証され、それに伴って湖岸緑地等で危険・迷惑となる行為を行う者も大きく減少した。
- ・これまでの検証結果で裏付けられるように、このたびの閉鎖措置によって水上オートバイ利用者の総量を抑制する試みは、地元住民の生活環境を回復させる上で効果的であったと考えられる。
- ・また、長年の懸案事項であった水上オートバイ利用者による危険・迷惑となる行為の減少や、湖岸緑地等における良好な環境の維持に資する取組であった。
- ・したがって、平成31年度以降も、当面の間は8～9月の2か月間閉鎖を実施することとする。